

## 令和6年度「全学FDの日」実施

【期日】 令和6年9月24日（火）9：30～11：45

【場所】 Zoomによる生配信（ならびに後日、オンデマンドによる配信）

【テーマ】 学生のメンタル面のケアに関して、大学教職員ができること

【趣旨】

昨今、学業や対人関係、家庭の事情、進路への不安等のため、メンタル面で不安を抱える学生が増加しているほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、コロナ禍に入学もしくは高校生時代を過ごした学生に、様々な問題が生じています。このような状況を踏まえ、本学では、令和6年4月より、学生相談窓口の再編を行い、これまでの教員中心の体制を見直し、心理的支援の専門家を中心とした組織として、学生相談室の体制の見直しを図りました。

このような状況の下、本年度の「全学FDの日」においては、昨今の学生が抱えている問題について理解を深めるとともに、学内の専門家が具体的にどのように対応しているかを知り、本学の学生相談の体制等を再確認することで、様々な問題を抱える学生に対する教職員の適切な対応及び相談窓口への引き継ぎ、相談窓口との情報共有・連携の方法等について共通理解を図る場とします。

そこで、今回のテーマ「学生のメンタル面のケアに関して、大学教職員ができること」について、学生相談室室長であり、保健管理センター准教授で精神科医でもある原口正先生より、昨今の学生が抱えている問題やその対応状況等についてご講演いただくほか、障がい学生支援室の特任准教授で副室長の築田美抄先生より、発達障がいを含む各種障がいのある学生への対応状況等についてご講演いただきます。また、実際に学生相談に当たられている、学生相談室の葦名みさおカウンセラーより、学生相談の対応事例等についてご講演いただきます。

【全学シンポジウム】

9:30 ～ 9:40 学長挨拶（10分）

9:40 ～ 9:45 趣旨説明及び講師紹介（5分）

9:45 ～ 9:50 学生相談の体制について（5分）

9:50 ～ 11:30 講演（100分）（質疑応答を含む）

- ・学生相談室室長 原口 正 保健管理センター准教授  
講演テーマ「大学におけるメンタルケアの動向について」（30分）

—休憩 10分—

- ・障がい学生支援室副室長 築田 美抄 特任准教授  
講演テーマ「障がい学生支援室の紹介と利用学生の様子について」（40分）
- ・学生相談室 葦名 みさお カウンセラー（公認心理師・臨床心理師）  
講演テーマ「宇都宮大学におけるカウンセリングについて」（20分）

11:30 ～ 11:45 全体に係る質疑応答（15分）

【学部等の取組】 →例年どおり、同日午後に個別FDを実施する（テーマは自由）

（各学部の取組計画は別紙のとおり）

(別紙)

## 令和6年度「全学FDの日」個別FD活動企画

### ○データサイエンス経営学部

日 時 令和6年9月24日(火) 14:30～(教授会終了後)

場 所 峰キャンパス事務部 学部事務会議室

テーマ 学生のメンタルケア充実に向けた情報共有

内 容

学年担任・学務委員・1年次科目担当から、1年生の修学の状況や懸念点について報告し、学生のメンタルケアの充実に向けた情報共有を行う。

### ○地域デザイン科学部

日 時 令和6年9月24日(火) 教授会終了後

場 所 陽東キャンパス8号館825教室

テーマ 授業にとって問題となる学生気質とは?どう対応するか?

内 容

地域デザイン科学部では過去2年間、「ブレンディッドラーニングにおいて、事前学習で対面授業へのモチベーションを高めるにはどうするか」「事前学習で高めたモチベーションに、対面学習でどう応えるか」をテーマに、個別FD活動を企画してきた。それを通じて課題として浮かび上がったのが、学生に気質に応じた対応であった。

そこで今年度は、対応が必要な学生気質とはどのようなものか、どのような対応方法が講じられているのかについて、事例を集めることをテーマとした。各学科で意見収集した上で、その報告を行い、意見交換を行う。

### ○国際学部

日 時 令和6年9月26日(木) 15:00～16:00(教授会終了後)

場 所 峰キャンパス 国際学部大会議室(5号館A棟4階)

テーマ 学部カリキュラムの改革について

内 容

昨年度から、国際学部のカリキュラムについて、科目群の見直しや、ローテーション科目の統廃合、留学認定科目の充実等、カリキュラムの改正を検討してきたが、国際学部の教員が今後5年間で多数退職することになるため、短期的、または、長期的な開講科目の見直しが必要になる。

とくに長期的課題とその対応において、より魅力的なカリキュラム内容にするとともに、限られた教員数でも実施可能なものにするために、担当体制整理を中心としたアプローチと、教

育目標設定を中心にしたアプローチが考えられる。それらの案を7月のFD活動で学部所属教員に示し、意見交換を行った。今回の個別FD活動では、これまでに寄せられた意見を学部将来検討委員会において検討してまとめたカリキュラム改革案について説明、報告する。今後の改革案の検討のために、活発なディスカッションと意見交換を行いたい。

### ○共同教育学部

日 時 令和6年10月22日(火) 16:00~17:30 (教授会後のため、若干の変動あり)

場 所 峰キャンパス 8号館C棟2階 大会議室

テーマ 学年進行に伴う教員志向の変化

#### 内 容

共同教育学部は、ミッション2022-2027において、戦略「2. 教員就職率の向上」を掲げている。教員志向向上策と教員採用試験対策強化という施策を通じて、採用試験受験率の向上(66.3%から80%へ)と教員就職率の向上(64.2%から68%へ)という目標の達成を目指している。

学年が進行するにつれて教員志向が低下するという課題は、従来から学部内で共有されてきたが、その原因の分析はこれまで十分に行われてこなかった。

今回の個別FDでは、就職支援委員会(株田委員長)と教職センター(井口コーディネーター)からの情報提供に基づきグループ討議を行い、学年進行に伴って教員志向が向上していくようにするための方策を探る。

### ○工学部

日 時 令和6年9月24日(火) 13:30~ (教授会終了後)

場 所 陽東キャンパス アカデミアホール

テーマ 学生との良好な関係を維持・構築するためのコミュニケーションについて

#### 内 容

工学部個別FDでは学生のメンタルヘルスを意識した教職員の対応について考える。全学FDの内容は、今年4月に再編された学生相談体制を中心に、宇都宮大学としての組織的・専門的な学生対応に関するものである。工学部個別FDでは、顕在化した問題を抱えている学生のみならず、多様な価値観や背景を持つ学生とのコミュニケーションにおいて、教職員一人一人が日常的に意識できることについて考える。

今回の個別FD講演会の講師は、地域デザイン科学部の白石 智子先生である。白石先生には、臨床心理学、健康心理学、パーソナリティ心理学の専門家であり、メンタルヘルス、特に“うつ”の発症“予防”についての基礎研究およびプログラムの開発・評価をされている。

教職員も学生も、昨今の感染症、物価高、異常気象などの困難な生活環境の影響で精神的にデリケートになっていると思われる。今回の個別FDでは、メンタルヘルスにおける“予防”の専門家にご講演いただき、困難な状況下においても、教職員と学生とが良好な関係を維持・構築するための日々のコミュニケーションについて考える機会にしたい。

## ○農学部

日 時 令和6年9月24日(火) 13:00~14:30

場 所 峰キャンパス 峰ヶ丘講堂

テーマ 学生のメンタルヘルス等の対応事例に関する情報共有と意見交換

### 内 容

学生のメンタルヘルスや発達障害、パニック障害等についての公開されている対応事例を紹介する。それらの事案について小グループで意見交換し、総合討議の場で課題や対応策を議論する。最後に、専門家からのコメントを紹介する。

### 次第(予定)

- 13:00~13:05 学部長挨拶
- 13:05~13:25 対応事例紹介
- 13:25~13:55 グループごとに意見交換
- 13:55~14:05 総合討議
- 14:05~14:25 専門家からのコメント紹介
- 14:25~14:30 閉会

2024年9月24日

宇都宮大学全学FD

学生のメンタル面のケアに関して、大学教職員ができること

# 「大学におけるメンタルケアの動向について」

保健管理センター

学生相談室

原口正

# 『こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に』 厚生労働白書（2024）

- COVID-19流行の最初の1年で、不安とうつ病の有病率が世界全体で25%増加。特に若者に影響を与え、自殺・自傷のリスクが上昇。
  - WHO(2022) “Mental Health and COVID-19: Early evidence of the pandemic’s impact”
- COVID-19の若年者への影響
  - 「コミュニケーションスキルが身につかないのではないか？」
  - 「受験や就職活動で苦勞するのではないか？」
  - 行動制限による交流や学習機会の喪失が、若者の不安やストレスの背景にあるのではないか？
    - 日本赤十字社プレスリリース(2022年1月16日)”若者の半数が「何もしたくなくなる、無気力」な気持ちに変化”

# まとめ

- **COVID-19流行はメンタルヘルスに様々な影響を与えた。**
  - 近年、メンタルヘルス関係での受診回数は大きく増加
- **COVID-19流行の学生生活への影響は大きかったが、回復傾向。**
  - **授業**：すべて対面授業が約半数、非対面授業を受講が4割、キャンパス滞在時間はコロナ禍前より短い。
  - **サークル活動**：サークルに所属する1、2年生は増加したが、コロナ禍前には戻っていない
  - **就職**：就職についての不安は、コロナ禍前の水準に戻った。
- **学生が遭遇し得るトラブルや不安の元は多種多様**
  - 経済的問題、ハラスメント、心身の不調等
- **様々は背景が学生に影響することを踏まえて、安易に問題を「医学化」せず、学生支援・メンタル面のケアが必要である。**

# 自殺について

学士課程、大学院での自殺。ゲートキーパー。



# 自殺の状況について

死亡学生実態調査2023年度：国立大学学生課程/大学院（2024年実施）  
国立大学保健管理施設協議会メンタルヘルス委員会

- **学士課程**：死因の中で最も多い。女子の自殺率増加が特徴的。
- **大学院**：病死と自殺が多い。
- **自殺の理由**：不明が最も多く、学業不振、進路に関する悩みなど。
- **COVID-19流行の自殺への影響**：はっきりあるとまでは言いにくい。
- **保健管理センターの事前関与率は全国的に低い傾向**がある。

COVID-19流行  
回復しているが、  
長期的影響は？

専門家の目が届かない。普  
段、近くにいる人が大切。



“チーム学校”の観点

教員、事務職員、専門  
職など多様な職種で連  
携して、総合的な支援  
を行う

チーム大学

# 自殺対策

『大学における自殺予防の手引き』（全国大学メンタルヘルス学会, [https://jacmh.org/img/j\\_yobou.pdf](https://jacmh.org/img/j_yobou.pdf))

- “**自殺予防はみんなの仕事**” (World Suicide Prevention Day 2002)
  - 専門職や熱意のある教職員だけが行うものでなく、日々の業務の中で学生を護り自殺を予防しようとする姿勢を育むことが肝要である。
- 『**誰でもゲートキーパー手帳**』をダウンロードしましょう
  - 学生の変化に気づく、声をかける、耳を傾ける、支援先に繋げる、温かく見守る
  - 厚生労働省「ゲートキーパーになろう！」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/gatekeeper2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gatekeeper2.html)
- **安心感が持てる居場所**
  - 孤立を防ぎ、メンタルヘルス不調の予防に効果的である。
- **こころの健康相談統一ダイヤル**
  - 0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ (ナビダイヤル)

# まとめ

- 自殺は若年者の死因の第1位である。
- COVID-19流行の影響で、若干上昇傾向にある。
- 残念ながら、本学でも数名の既遂者がいた。
- 事前に予見することは極めて難しい。
- 保健管理センターの事前関与は全国的に高くない。
- 身近な人の大切さ：気付く、声をかける、繋ぐ
- ゲートキーパーの重要性：ゲートキーパー手帳を一度は目を通す。
- 安心して学生が相談できる体制を充実させていくことが課題。
- 教職員と専門スタッフが連携して、学生をサポートしていただくことが大切。

# 宇都宮大学の状況について

休退学、成績不良者、保健管理センターでのメンタルヘルスのスクリーニングなど

# 宇都宮大学の状況：成績不振者の割合

- **定義**：各学部と年度によって異なるため比較困難
- **COVID-19流行の影響**
  - 2020年度入学者の1年時での成績不振者割合は一時的に低下した。
  - 2021年度以降、割合が上昇している学部と低下している学部がある。
- **大学全体としての傾向**
  - 大学全体としての傾向は一概に言えない。
  - 各学部ごとの事情を考慮する必要がある。
- **成績不振者への対応**
  - 学部全体としてというより、各教員が個別に学生に対応していることが多い。

ハイリスク群  
原因として、環境  
因子と個人因子

個人に負担

何が負担になって  
いるか？  
早期対応可能か？

今後の課題：各学部ごとに成績不振者割合をKPIとして設定し、対策を練るなど

# 宇都宮大学保健管理センターでの学生メンタルヘルス対策について

- 全学生を対象にメンタルヘルスに関する**スクリーニングテスト**を実施
  - 定期健康診断：「**K6**」と「**CCAPS**」
  - 秋のメンタルヘルス対策：CCAPSを実施（学生支援課と協働で）。
- **呼出し対象者を選定**し、メール等で通知し、面談等でフォローアップ。
  - 精神科医、カウンセラー
- **自殺発生後の対応**
  - ポストベンションとして、関係者に連絡・必要に応じて面談

# まとめ

- 全国に比較し、本学の休学・退学・留年率は大きく異なっていない。
  - 各学部で傾向があり、個別の検討を要する。
- COVID-19流行は、休学・退学・留年率に大きく影響はしてない。
  - 各学部で時系列変化の傾向があり、個別の検討を要する。
- 成績不良者はハイリスク・グループであり、フォローアップが必要である。
  - 個別の担任の対応だけでなく、各学部での分析と対応が望まれる。
- K6の結果から、大多数の学生は精神的に良好であるが、一部の学生に注意が必要である。
- CCPASの結果から、抑うつなどより、社交不安がある学生が相対的に多い。
  - 対人交流などのスキルに改善の機会があるとよい可能性がある。

# 学生支援について

メンタル面のケアについてのいくつかのポイント  
個人情報保護 心理的安全性



# 学生のメンタル面のケア = 心の健康？

- 大学生のメンタルヘルスの充実について関心が高まっている
- **本当に「メンタル」の問題か？**
  - 人間関係や経済的問題など、さまざまな背景がある。
  - **問題の「医学化」** = 「心の健康」の問題にしてしまう傾向がある。
    - 「協調性がない」「自分勝手」⇒「発達障害じゃないか？」
- 悪い例
  - 患者「気分が沈んで、やる気が出ません」⇒ 医師「それじゃ、抗うつ薬出しますね」×：患者の「生活背景」を聞いてない。
  - 「指導教員からハラスメントにあってます」⇒学業環境を改善しなければ、心の状態を改善するのは難しい。
- **多角的視点から、どのようなアプローチが可能かを検討する必要がある。**

まずは話をしっかり聞くことから。

# 支援のための基本的な情報源・スキル

- 信頼性の高い情報サイト
  - 厚労省「**こころもメンテしよう**」：若者を支えるメンタルヘルスサイト。  
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/consultation/index.html>
  - 厚労省「**こころの耳**」：働く人向け。<https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- 知っておいて損はないスキル
  - **傾聴法**：「聞く」から「聴く」、「温かい態度」で「受容的」に。
  - **認知行動療法(Cognitive Behavioral Therapy: CBT)**：分かり易い、自分でできる、効果が実証されている。セルフケアにも役立つ。
  - アンガーマネジメント etc.
- 公的機関
  - 栃木県精神保健福祉センター：保健所のメンタルヘルス版 (028-673-8341)
  - 保健所：保健師や精神保健福祉士などメンタルヘルスに関する窓口がある。

# 心理的安全性 (psychological safety)

- 集団内で自分の意見や考えを安心して表現できる状態を指し、間違いや批判を恐れずに発言できる環境。
- 主に職場や教育の学習やパフォーマンスに大きな影響を与える。
- 特にリーダーの言動が心理的安全性を高める鍵となる。
- 学生が批判を恐れずに質問や意見を述べられるようにすることで、学習効果やチームワークが向上する。
- 階層的組織文化や権威主義的なリーダーシップが心理的安全性を妨げる可能性がある。

**理不尽な目に合わない、安心して相談できるような環境をつくり造りを意識する。  
勇気を出して相談しても、相談相手の態度が良くないと、2度と相談したくなくなる。**

**特に初めに話を受ける人の印象は大切。**

# 個人情報保護について

## 守秘義務に係る法令の規定例

- **【ヒポクラテスの誓い】** 古代ギリシャ、前4世紀
  - 治療の時、または治療しないときも、人々の生活に関して見聞きすることで、およそ口外すべきでないものは、それを**秘密事項**と考え、**口を閉ざす**ことに致します。
- **【刑法】**
  - 第一百三十四条：医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、**その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金**に処する。
- **【公認心理師法】**
  - 第41条：公認心理師は、正当な理由がなく、**その業務に関して知りえた人の秘密を漏らしてはならない**。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。
  - 第46条：第41条の規定に違反した者は、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処する。
- **【保健師助産師看護師法】**
  - 第42条の2

まずは「本人」に声をかけてみてください。同意があれば、情報を共有したり、本人同席の場を設けるなど、連携可能です。

# まとめ

- **学生には親切に**：「**心理的安全性**」を心にとめると良い。しかし、配慮はするが甘やかす必要はない。
- **問題の解決**には「**合理的配慮**」と「**建設的対話**」を心掛ける。
- **学生とは適切な関係性**と保つ：「**多重関係**」を持たない。学生は友達ではない。
- **信頼性の高い情報サイト**から情報を得る：厚労省「**こころの耳**」など（URLに・・・go.jp,・・・ac.jpがあるサイト）。
- **学内外の専門スタッフと連携**：「**チーム学校（大学）**」を念頭に、教職員、保健管理センター、なんでも相談室、障害学生支援室、精神保健福祉センターなど。

あなたが  
自分らしく  
輝ける大学へ

# 障がい学生支援室 の紹介と 利用学生の様子 について

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

DIVERSITY EQUITY and INCLUSION

DE&I推進センター

つきだ みさ  
障がい学生支援室：築田 美抄

R6.4.1～

DE&I推進センター

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン  
DIVERSITY EQUITY and INCLUSION

あなたが  
自分らしく  
輝ける大学へ



来月10月30日(水) 13:00～  
DE&I推進センター  
キックオフシンポジウム 開催

障がい学生支援室



「障害者差別解消法」をご存知ですか？令和6年4月1日に改正されたこの法律は、障がい等による差別をなくすための法律ですが、障がい等の理由による「不当な差別的取扱い」が禁止されるとともに、同じく障がい等の理由により、何らかの支援を必要とされる方に「\*合理的配慮の提供」をしなければならない義務が定められています。本学においても、支援を必要とされる構成員（学生、教職員）の方に、当支援室がコーディネーターとなって「合理的配慮」を実施する体制を整備しています。

● 支援の対象になる方

何らかの障がい・傷病がごありの学生、  
教職員（非常勤職員を含む）

☎ 028-649-5072

✉ [uusupportoffice@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:uusupportoffice@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

男女共同参画推進室



男女共同参画推進室は、本学が推進する多様性を重視する取り組みの一環として、男女だけでなく、性別や性的指向、文化的背景など、あらゆる多様性を尊重し、個々の個性や能力を活かせる環境を構築することを目指しています。これにより、すべての学生や教職員が自身の可能性を最大限に発揮し、意欲的に学び、研究し、働くことができるよう支援しています。

● 支援の対象になる方

学生、教職員（非常勤職員を含む）

☎ 028-649-5151

✉ [gender@cc.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:gender@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

# 峰キャンパス

男女共同参画推進室  
(5号館A棟1階)

障がい学生支援室  
(学務棟2階)

※陽東キャンパスで  
相談等、対応も可能  
です。





# 本日の話題

1 なぜ今「障がい学生支援」なのか？



改正・障害者差別解消法（R6.4月～）のポイント

①「不当な差別的取扱い」とは？

②「合理的配慮の提供」とは？

2 **障がい学生支援室 と 利用学生の様子**

3 より適切な行動・言動（≡合理的配慮）のために—  
**ユニバーサルデザイン7原則**

4 より良い人間関係を保つために—  
**いつでも、どこでも大切なこと**

1 なぜ今「障がい学生支援」なのか

① 「不当な差別的取扱い」とは

② 「合理的配慮の提供」とは

- 「障害者差別解消法」が改正（令和6年4月1日施行）され、事業者（大学も含む）による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

	行政機関等	事業者
1 不当な差別的取扱い	禁止	禁止
2 合理的配慮の提供	義務	努力義務 改正→義務

- 本法のポイントは、
  - 不当な差別的取扱いの禁止
  - 合理的配慮の提供の義務の2点です。

# ① 「不当な差別的取扱い」とは？

- 「障がいがある」という理由だけで、  
**各種機会の提供を拒否**したり、  
**場所・時間帯等を制限**したりするなど、

「障がいのない人と異なる取扱い」をすることにより、  
**障がいのある人を不利に扱うことのないように**  
しなければなりません。

(続き)

「正当な理由」に相当するか否かについては、  
**個別の事案ごと**に、

- ・ **障がい者・事業者（大学）・第三者の権利利益**

(例：**安全確保**、財産の保全、事業の目的・内容・**機能の維持** (**本質変更不可**)、損害発生防止等)

- ・ **行政機関等（大学）の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点**

から、具体的場面や状況に応じて、**総合的・客観的に判断**する必要があります。

➔ **正当な理由があると判断した場合は**、障がいのある人に  
**その理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努める**ことが望まれます。

## ② 「合理的配慮の提供」とは？

- 行政機関等と事業者（大学）が
- その事務・事業を行うに当たり、
- 個々の場面で、**障がい者から**  
**「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明**  
**があった場合に、**
- その実施に伴う**負担が過重でないときに**
- 社会的なバリアを取り除くために**必要かつ合理的な配慮**  
を講ずること

とされています。

(続き)

→合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者等（大学）との間の「**建設的対話**」を通じて相互理解を深め、**共に対処策を検討していくことが重要です。**

**(建設的対話を一方的に拒むことは、合理的配慮の提供義務違反となる可能性があるため注意が必要です)**

- 「意思の表明」には、障がい特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障がい者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、**特に障がいのある女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。**

## 2 障がい学生支援室と利用学生の様子



# (1) 障がい学生支援室の紹介

# あなたが 自分らしく 輝ける大学へ

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

DIVERSITY EQUITY and INCLUSION

DE&I推進センター



## Diversity



### ジェンダーインクルーシブ

アンコンシャス・バイアス（無意識のバイアス）をなくし、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを推進します。

詳しく見る



## Support



### 障がい支援

障がいのあるすべての人が学びやすく過ごしやすい環境を目指し、障がい学生支援室を中心に幅広い支援を推進します。

詳しく見る



## Work life balance



### ワークライフバランス支援

すべての教職員が個性や能力を活かし、育児や介護などと両立しながら、個性や能力を発揮できる環境づくりを推進します。

詳しく見る



# ● 支援の対象になる方

## 1. 何らかの「障がい」がおありの方

手帳の所持は要件ではありません。

これまでに通われていた学校等で、すでに配慮を受けていた方は、そのご様子を参考にさせていただきます。

手帳は「あれば」という程度ですが、診断書は「原則、提出」していただいています。

- ・ 定期通院が必要な慢性疾患
- ・ 交通事故などによる重傷など

## 2. 何らかの「傷病」がおありの方

長期の治療が必要な傷病があることにより、修学に配慮が必要な場合、お申し出ください。個別に事情を伺わせていただいた上で、対応の方法を検討させていただきます。

「障がい」は「害」ではない、という考え方に基づく表現です。

※本学では、基本的に「障がい」と表記していますが、一部、法律・公的制度に関する正式名称などの場合には「障害」と記していることがあります。

## ● 支援開始までの流れ

### 1. 面談

ご本人の状況、配慮についてのご希望をお伺いした上で、配慮の実施が可能かどうか、どのような内容がふさわしいかなどを協議して、配慮事項を仮決定します。

・初回の面接の設定方法については「場合によりけり」です。

(例)

ご本人のみ  
保護者の方同伴  
指導教員の先生同伴 など。

・初回の面接で当方の説明を聞かれて「思った制度と違う」と気づかれた結果、申請に至らないケースもあります。

### 2. 学科会議にて承認

面談時に仮決定した配慮事項について、ご本人が所属する学科会議で協議をしていただき、承認を得ます。それにより、配慮事項が「決定」となります。

・ご本人が当支援室の利用申請を希望されたら、担任の先生へご連絡させていただき、配慮内容等を協議の上、決定します。

・その後、所属学科の責任者の先生へ当室がご報告に上がります。

### 3. 配慮の実施

障がい学生支援室より、実施の確認を行い、要支援学生と障がい学生支援室の個別面談を行います。(学期に1回のほか、必要時や希望の場合に随時)

・支援が開始された後、当室からご本人に「困りごとがないか」などを伺ったり、必要に応じて、継続的に相談支援を行っています。

## (2) 利用学生の様子

## どのような対応（支援）を行っているのか？①

- 基本的には、日常の支援は授業担当の先生が担ってくださっていますので、当支援室としては、  
**支援の必要性を確認** → **適切と思われる支援内容を決定**して、支援の依頼文書を作成して発出する、という「**コーディネート的な役割**」が中心です。
- **精神・発達障害の学生が希望する配慮内容**は、  
「**提出物の締切延長**」  
「**遅刻、欠席の場合の特例措置**」  
「**オンライン受講を認めて欲しい**」という **3点**が典型的です。
- 定期面談（年1～2回）以外に、面談を希望する障がい学生の相談内容の多くは「**就活**」に関することです。
- 相談については、学生側のみならず、**先生方からのご相談も積極的に受け付けています。**

どのような対応（支援）を行っているのか？②

時に、保護者の方から電話をいただくことがあります。  
**保護者対応が増えてきていることも、全国的な傾向**です。

- **利用学生の保護者**の場合の多くは、  
「**本人となかなか連絡がとれない**」  
「**大学へ行っていない様子**だが、どうしたものか」  
という内容です。
- **利用学生ではない保護者**の場合は、  
「**メンタル面の不調がありそうだが、本人に自覚がなくて**  
**困っている**。どうしたものか」というご相談が、ほとんどです。



3 より適切な行動・言動（≡合理的配慮）のために—  
ユニバーサルデザイン7原則

「不当な差別的取扱い」 (禁止)

「合理的配慮の提供」 (義務)



「適切な行動・言動」 (≡合理的配慮) のために、

「ユニバーサルデザイン7原則」

の考え方が役立つかもしれません。

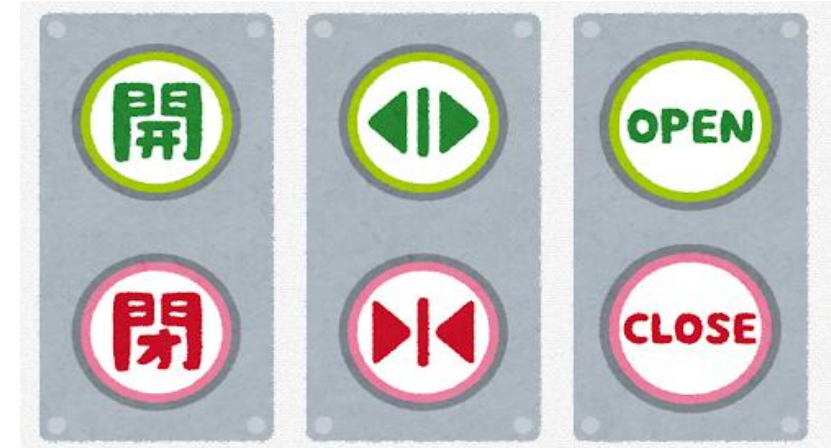
※参考

◆ユニバーサルデザイン：元からすべての人に使いやすいようにデザインする

◆バリアフリー：障壁によって制限を受ける一部の人のために、障壁を後から取り除く

# ユニバーサルデザイン7原則

合理的配慮  
のポイント！

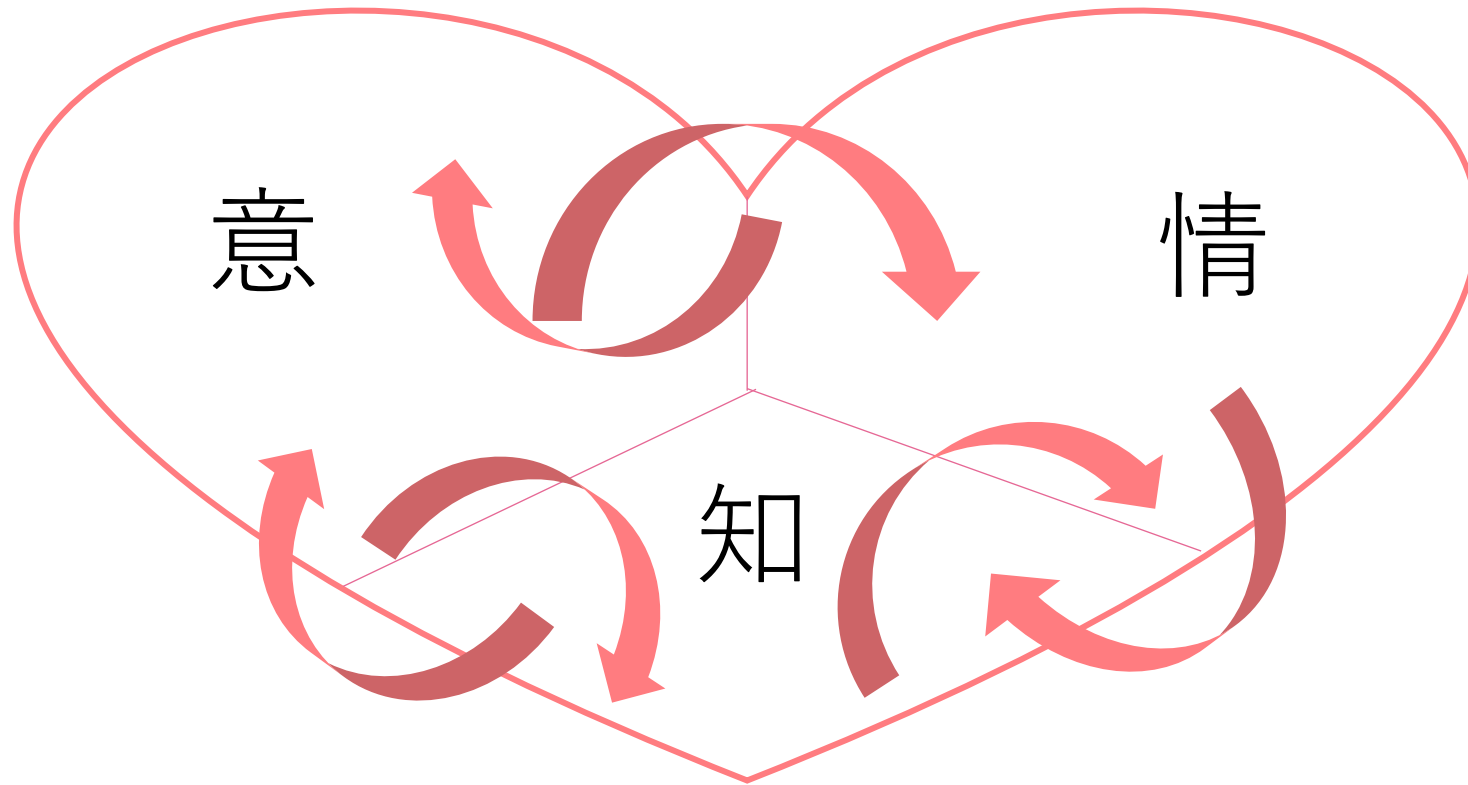


- 1 誰もが**公平**に使える（**ていねい**な言葉）
- 2 使う時の**自由度**が高い（**決めつけない**言葉：～かもしれません）
- 3 使用方法が**簡単**で分かりやすい（**簡潔**な説明）
- 4 欲しい情報が**すぐ理解できる**（**具体的**なアドバイス）
- 5 **ミスや危険につながらない**デザイン（**わかりやすい**説明）
- 6 身体への負担が少なく**楽に使える**（**やさしく**話す）
- 7 使いやすい大きさと**空間の確保**（**ゆっくり**話す）

4 より良い人間関係を保つためにー

いつでも、どこでも大切なこと

(1) 人間の「心」のしくみを知っておこう！  
—「心理学」の視点から—





フリードリヒ・ニーチェ

哲学者

いつも機嫌よく生きていくコツは、人の助けになるか、誰かの役に立つことだ。

『超訳ニーチェの言葉』



「合理的配慮」を実践することは、

自分自身の幸せにつながります



—おわり—